

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます



年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。)

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収書)を添付してください。

なお、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年の2月上旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

◎何かわからないことがあれば

- ・問い合わせ先の名称 ねんきん加入者ダイヤル
- ・電話番号 0570-003-004 (ナビダイヤル)
050から始まる電話でおかけになる場合は03-6630-2525

〈受付期間〉

平成29年11月1日(水)～平成30年3月15日(木)

〈受付時間〉

- 月～金曜日 午前8:30～午後7:00
- 第2土曜日 午前9:00～午後5:00
- ・祝日(第2土曜日)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

※「03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合(050から始まる電話でおかけになる場合)は、通常通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

●詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課戸籍年金係(35-2124)へお問合わせください。●

幌加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 電話：0166-25-5589